

博士課程前期課程のみなさんへ 「末延財団グローバル比較法サーティフィケート」 のお知らせ

将来、海外の大学院への留学や国際企業等への就職を希望する皆さんにとって、博士課程前期課程の時期から、英語で行われる授業に慣れておくことは極めて重要です。そうした希望を持った皆さんのために提供されるのが、末延財団グローバル比較法サーティフィケートを取得するプログラムです。

神戸大学大学院法学研究科では、海外から招いた一流の研究者や実務家による英語での授業を多数提供しています。また、専門の教員による法律英語の授業等も提供しています。

博士課程前期課程在学中に、こうした科目の単位を一定数修得すれば、修士の学位とは別に、末延財団グローバル比較法サーティフィケートが付与されます。サーティフィケート取得者には、オープンバッジも発行されます。サーティフィケートやオープンバッジは、下記の取得要件を満たせば、博士課程前期課程の修了前に取得・発行することもできるので、就職活動等において、自らの英語能力を示す証明として活用することができます。



オープンバッジサンプル

神戸大学大学院法学研究科だからこそ提供できるこのユニークなプログラムに登録して、法律学の専門知識だけでなく、英語力もあわせて身に着けることができるこの機会をぜひ活用して下さい。

Q1 末延財団とは？

故末延三次氏（東京大学法学部教授）を初代理事長とする、英米法専攻者を中心に奨学事業を行う財団。神戸大学大学院法学研究科は、同財団から寄附を受け「[末延財団グローバル比較法講座](#)」を設置。

Q2 オープンバッジとは？

知識・スキル・経験のデジタル証明。電子メール、SNS、電子的履歴書で利用可能。

❖ サーティフィケート取得要件

1. 法学研究科博士課程前期課程（研究者養成プログラム及び高度社会人養成プログラム）に在学する学生であること。

・グローバル異分野共創プログラムに在学する学生は取得できません。

2. グローバル異分野共創プログラム（KIMAP）教務担当（法学研究科・教務グループ内）に対しサーティフィケート取得登録の申請を行うこと。

・サーティフィケートの取得を目指す学生は、必ず **5月8日（金）までに**、KIMAP教務担当にサーティフィケート取得を希望する旨、メールにて **申請** してください。

3. 対象科目から10単位以上修得すること。

- ・法学研究科規則別表第1（二）のグローバル異分野共創プログラム「法律英語科目」及び「先端法学専門科目」並びに「大学院教務委員会が指定する科目」から10単位以上修得することが必要です（未延財団グローバル比較法サーティフィケートに関する内規第4条）。
- ・グローバル異分野共創プログラムの対象科目については、KIMAP in Global Business Law (Kobe LL.M.) ウェブサイト (<https://www.law.kobe-u.ac.jp/KIMAP/index.html>) で確認してください。
- ・グローバル異分野共創プログラム科目の修得単位のうち研究者養成プログラムでは6単位を、また、高度社会人養成プログラムでは8単位をそれぞれ限度に、各修了要件に算入することができます（同規則第25条第3項及び第26条第3項と「学生の手引き」を確認してください）。
- ・「大学院教務委員会が指定する科目」は次の通りです。

法学海外研修（英国）（2単位）

模擬仲裁Ⅱ（2単位）

Japanese Legal System I, II（各2単位）

Introduction to Common Law I, II（各2単位）

Comparative Constitutional Law（2単位）

※以上の科目に関しては、上記の修了要件への算入上限は適用されません。なお、グローバル異分野共創プログラム科目として開講される同名の科目を履修しても、修得必要単位10単位以上に算入することはできません。

4. 発行を受けようとする学期の指定期間内に、KIMAP 教務担当に対し、サーティフィケート発行の申請をすること。

・発行を受けようとする学期（＝要件3を満たす予定の学期）の指定期間内（前期については8月20日まで、後期については2月15日まで）に、KIMAP教務担当に対し、メールで申請を行って下さい。

❖2026年度グローバル異分野共創プログラム開講予定科目

（今後さらに追加される可能性があるため、上記ウェブサイトで随時ご確認下さい。）

- ・Introduction to Legal English 1, 2（各2単位）
- ・Advanced Legal English 1, 2（各2単位）
- ・Private International Law（1単位）
- ・Law and Business in a Cross-Cultural Context (Appropriate Dispute Resolution)（1単位）
- ・Law and Business in a Cross-Cultural Context (Negotiation)（1単位）
- ・International Arbitration（2単位）
- ・International Human Rights Law（2単位）
- ・International Law for Sustainable Development（2単位）
- ・Comparative and Global Law（2単位）
- ・Global Business and SDGs（1単位）
- ・International Labor Law（2単位）
- ・European Law（2単位）
- ・Asian Law（2単位）
- ・International Corporate Law and Practice（1単位）
- ・Law and Practice of International Finance（2単位）
- ・International Business Transactions（1単位）
- ・International Investment Law（2単位）
- ・Comparative Asian Competition Law（2単位）
- ・Islamic Finance Law（2単位）
- ・Comparative Competition Law（2単位）
- ・Intellectual Property Law（2単位）
- ・Global Environment Law（1単位）
- ・Public International Law（1単位）
- ・Legal English for Regulation（1単位）

・ Comparative Law in Asian Context (Kobe SALAD) (2単位)

❖ 問い合わせ先 : グローバル異分野共創プログラム(KIMAP)教務担当(法学研究科・教務グループ内)
law-kimap-admin@edu.kobe-u.ac.jp